

人民主権と独裁 : ルソー・マルクス

柳, 春生
九州大学法学部名誉教授

<https://doi.org/10.15017/1727>

出版情報 : 法政研究. 44 (1), pp.32-57, 1977-08-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

人民主権と独裁

— ルソー・マルクス —

柳 春 生

は し が き

昭和五一年度比較法学会において私はマルクスの人民主権論について報告したのであるが、しかし「比較法研究」の原稿は枚数の制限によって報告内容を十分に表現できず、かつその内容についても不十分な点があり、詳細な叙述の必要を痛感していた。主権概念については公法学会においても数回討論されたが、それは、統治権といわれる立法権、行政権、司法権の統一を表現する、根源的な権力概念として把握せらるべきであろう。だが、主権の主要なるメルクマールは、たんなる実力という意味での権力でなく、正統なる権力たることにある。現在、社会主義国家の憲法においては必ずしも主権の用語が用いられているとはいえないが、同時に主権の問題意識が排除されているとはいえない。一九七五年レニングラード大学刊行「ソビエト憲法」は、全国家権力が国家の市民、すなわち人民に帰属することは、人民主権という概念で示される、この概念はジャン・ジャック・ルソーによって提起された、と述べて、ソビエト国家では、「主権の唯一の主体は単一の全体としての全ソビエト人民である。」¹⁾と規定する。

つぎに、独裁 (Diktatur) とは、本源的には権力の集中を示す概念で、ルソーにおいては執行権 (行政・軍事権力) の集中の意味に用いられた。マルクスも最初は立法権と執行権、すなわち全権力の集中の意味に用いたが、「共

産党宣言」以降はプロレタリアートのディクタトゥール (Diktatur des Proletariats) の概念を提起した。これは、労働者階級、この一階級の権力、厳密に言えば、この階級の政治的指導⁽²⁾という意味である。この概念は一九〇三年ロシア社会民主労働党第二回大会以降レーニンによって展開され、スターリンによって継承された。一九三六年ソビエト同盟憲法は、全権力が都市・農村の勤労者に属することを規定する(第三条)とともに、ソビエト共産党の指導的役割を確認した(第一二六条)。こうして、ソビエト憲法は、人民主権とプロレタリア独裁とは矛盾しない、という観点にたっている。労働者階級の指導的役割は、「共産党宣言」における「今日ブルジョアジーに対立しているすべての階級のなかで、ひとりプロレタリアートだけが真に革命的な階級である。」という命題にもとづく。

さらに、プロレタリアートのディクタトゥールの訳語であるが、日本共産党一九三二年テーゼにおいてプロレタリアートの独裁と表現され、一九六一年綱領において定式化され、それでこの訳語が定着したかにみえたが、日本共産党第一二回大会では党綱領にかんして「執権」と表現された。しかし、この新しい訳語についても封建的でしたく⁽³⁾しない感じもたれるという意見も出ていて、今回第一三回臨時大会ではプロレタリアートの執権が労働者階級の権力と改められた。とはいえ、執権というこの新しい訳語はまだ日本の学会の統一的な訳語とはなっていない。それでこの適訳についての再検討は今後に残されている。それゆえに、ここではなおこれまでの訳語たる独裁を使用することにしたい。

マルクスは、一八五二年三月五日ヨーゼフ・ヴァイデマイアーへの書簡のなかで、プロレタリアートの階級闘争は必然的にプロレタリアートの独裁に導く⁽⁴⁾と書いた。そして、これにかんして、レーニンは、「国家と革命」第二章で「階級闘争の承認をプロレタリアートの独裁の承認に拡張する人だけが、マルクス主義者である。」⁽⁵⁾と述べた。マルクスにおけるプロレタリアートの独裁の歴史的研究については私もこれまでいくつか発表した⁽⁶⁾が、今回「赤旗」

紙上に連載された不破哲三氏の研究「科学的社会主義と執権問題」は啓蒙的には大きい寄与といえるであろう。しかしながら、なお検討すべく残されている問題は、プロレタリアートの独裁と人民の主権とはいかに関連するか、という問題である。人民主権と独裁の問題を最初に提起したのはルソーであるから、よって以上の問題についてルソーと初期マルクスの思想を検討しよう。

(1) С. И. Русинова, В. А. Рянжин, Советское конституционное право, 1975, сс. 105, 110—111. 社会主義国家に

おける人民主権とは、全国家権力が社会主義社会における勤労人民に属することを意味する。

(2) Wörterbuch zum sozialistischen Staat, 1974. これは、プロレタリアートの独裁を「労働者階級の政治的支配(権力)」と規定する(S. 73)。これについては、*Ленин, Сочинения*, 32, с. 250. *Полное Собрание Сочинений*, 43, с. 132.

「政治的支配を自分の手ににぎったこの階級は、自分ひとりがこの政治的支配をにぎるのだと自覚して、それをにぎったのである。このことは、プロレタリア独裁の概念のうちに含まれている。」このプロレタリアート一階級の権力とはこの階級による社会の指導という意味に解される(*Ленинский Сборник*, 111, с. 492)。そして、この見地はスターリンに継承された。「国家による社会の指導は、先進的階級たる労働者階級に属する。」(*И. Сталин, Вопросы Ленинизма*, 1947, с. 115, 516)

(3) 例えば、星孝子「執権問題と日本共産党の先見性」前掲、一九七六年八月号、一七六頁参照。また、向坂逸郎氏は、プロレタリア独裁の用語変更は必要とみられているが、不破氏はこれに反論されている(同年五月一八日、六月一日「朝日」)。

(4) *Marx Engels Werke*, Bd. 28, S. 508.

(5) *Ленин, Сочинения*, 25, с. 383, *Полное Собрание Сочинений*, 33, с. 34.

第一章 ジャン・ジャック・ルソーと人民主権論

第一節 ルソーにおける人民主権と独裁

主権 (sovereinete) ルソーは、「人間不平等起原論」において、自然状態から社会状態にいたる人間の不平等の発展の極限が専制政治と奴隷制に到達し、しかもこの状態が人民による正当なる革命をもっても止揚できないことを示し、「社会契約論」においてこの人間不平等の最終的止揚と自由の回復とを社会契約による国家の創設に求める。ここで、ルソーは、自然状態にあった人間が生存の危機に陥り、「人類がもしも生存の仕方を変えなければ亡びるであらう。」と前提し、この障害に対抗し、これを克服する途を人々の力の結集による公権力の創設に求める。しかも、そのための社会契約は、同時に各個人の能力と自由を保障すべき独自の結合形式の創出たるべきことを条件とした。この契約の内容はつぎのように示される。

「各構成員をそのすべての権利とともに、共同体の全体に全面的に譲渡することである。」
「われわれの各々は、自分の身体と自分のすべての力とを共同のものとして、一般意志の最高の指導のもとにおく。そしてわれわれは、全体の不可分の一部としての各構成員を一体として受けとる。」

この契約は、全員一致をもっての協約である。この結合契約によって、生ける組織体、人格（自我）と意志をもつ精神的な統一体、すなわち国家（政治体 corps politique）が成立する。この国家の意志が一般意志（volonté générale）といわれる。さらに、この共同体（＝公的人格）は、契約に参加した各人の自然権の総和たる公権力（force publique, commune）をもつ。社会契約の条項は、契約の遵守という自然法の義務観念にもとづいて基本法（loi fondamentale）たる拘束力をもつ。それゆえに、国家の公権力は、自己保存と共同の福祉というこの契約の目的によって、国家という共同体の全構成員にたいする絶対的な強制力を賦与される。そして、この権力は、社会契約に規定される一つの一般意志によって指導され、方向づけられるとき、主権といわれる。したがって、主権の本質

(淵源)は一般意志にある⁽¹⁰⁾。「一般意志は、常に全体および各部分の保存と幸福を目指し、法律の源泉であり、国家の全成員にとって、……正と不正の規準となる。」⁽¹¹⁾「一般意志は、つねに正しく、つねに公の利益をめざす。」⁽¹²⁾それゆえに、主権は「制限されることなき権力」⁽¹³⁾、最高の、絶対的な権力であるにせよ、その対象の範囲は共同の福祉に限定され、この限界をこえてはならない。⁽¹⁴⁾それは専制的権力たりえない。そこから、ルソーは、主権の限界の彼岸に人権(=自然権 *droit naturel*)を認める。彼は、自然権としては、自由と生命のみを認める。所有権は自然に由来する権利ではなく、自然状態から社会状態への過渡期における人間の合意と制度によるもので、しかも人間の隷属関係を生み出した源であるから、自然権には属しない。但し、一般意志によって承認された私人の所有権のみは「神聖不可侵の権利」⁽¹⁵⁾とみなされる。「所有こそは市民社会の真の基礎である。」⁽¹⁶⁾

主権は一般意志の行使にほかならないから、主権は正統な、誤ることなき権力である。しかるに、一般意志は社会契約によって国家の平等なる構成員となった人民の全体の共通の(共同の)、統一的な、不変の意志にほかならないから、一般意志の指定者、担当者、すなわち主体たるものは人民(*people*)である。それゆえに、主権は人民に属する。「主権は本質的には政治体の構成員全員に属する。」⁽¹⁷⁾人民が主権者である。ボダンが、主権を最高の、絶対的な、恒久的な権力と規定した。⁽¹⁸⁾主権は不可分である。ルソーはボダンの学説を承けつつ、更に、主権は単一、不可分、不可譲にして、無謬であり、かつ代表されえない、⁽¹⁹⁾とみる。

立法権 主権は不可分であるけれども、創設された諸国家権力は、立法権、執行権、司法権に区別・分離される。⁽²⁰⁾だが、それはモンテスキューとちがった原理による。⁽²¹⁾立法権は共同の福祉の一般的な対象にかんする権力であり、執行権、司法権は個別的对象にかんする権力である。ルソーは司法権については詳細に論じていないが、立法権と執行権とを意志と力として厳密に区別し、かつそれらを行使機関において分離する。しかし、この権力関係はモンテスキ

ューにおけるように、独立・均衡関係にたたない。したがって、ルソーの見地は、モンテスキューのいわゆる権力分立論とはいえない。⁽²²⁾ ルソーにおいては、モンテスキューと異なり、立法権のみが主権の実現として独立の権力であるに對し、執行権は従属的な権力であるにすぎない。「人がこの主権の一部とみなす諸権力は、すべて主権に従属しているものであり、常に最高の意志を予想し、この意志の執行をなすにすぎない、ということがわかるであろう。」⁽²³⁾ したがって、諸権力は主権者人民に帰属し、人民の主権において統一される。⁽²⁴⁾ 立法権は主権の行使において創設される最高権力であるに對し、執行権は主権を前提し、それに由来し、それに従属する他の権力⁽²⁵⁾、主権者により立法権をもつて設立される権力である。

主権の本質をなす一般意志は、その性質において一般的であるとともに、それが向う対象にかんしても一般的でなければならぬ。⁽²⁶⁾ 共同の利益の対象にかんする、この一般的な対象にかんする一般意志の表明、その決定が法律である。⁽²⁷⁾ 法律は一般意志の客観的表現である。一般意志の表明が主権的行為であるかぎり、主権は立法権において顕現する。「表明されたこの意志は、主権の一行為であり、法律となる。」⁽²⁸⁾ しかるに、一般意志は譲渡され、代表されえないから、⁽²⁹⁾ 立法権は人民全体に属する。「立法権は人民に属し、人民にのみ属しうる。」⁽³⁰⁾ しかし、ここで法律の制定者としての人民とは、卓越せる知性の人たる立法者 (legislateur) によって啓蒙され、一般意志の対象の認識に導かれる民衆であることに注意すべきである。立法権は人民によって直接に行使される。したがって、ルソーは直接民主制の立場をとり、代表制を拒否する。すなわち、代議員制度を認めるにせよ、代議員は、人民の代表者 (representant) ではなく、人民の受任者 (commissaire) にすぎず、法律を制定する権限をもちえない。人民が承認しない法律は無効である。⁽³¹⁾ そして、この見地はフランス大革命の過程で継承された。

しかし、ルソーは、「ポーランド統治論」(Considerations sur le gouvernement de Pologne) では、大国におい

てはなんらかの代表制をとることを止むをえないとみた⁽³²⁾。この場合、彼は代議制の弊害を避ける方法として、代表者をして選挙人の訓令に服せしめ、議会における行動について選挙人に対して正確なる報告をなさしめる、いわゆる命令的委任の制度を提起した。それで、このような事前、事後の予防措置がとられるなら、法律が議会で制定されることは認めらるべきであり、それに対して選挙人集会には異議申し立ての権利は認められない、とルソーは結論する⁽³³⁾。この見地はパリ・コミュニケーションに継承される重要な点である。

執行権 法律は執行されねばならない、ここに、執行権(政府)が設立されねばならない。立法権が主権的な権力であるにたいし、執行権は主権者の意志を前提とし、これを執行する個別的な対象にかんする機能にすぎないから、従属的な権力とみられる。執行権は立法権に従属する⁽³⁴⁾。ルソーは「山からの手紙」(Lettres écrites de la Montagne)のなかでつぎのように述べる。

「立法権は、不可分な二つのことがらから成る。法律を制定することと、法律を維持すること、すなわち執行権を監督すること、である。」⁽³⁵⁾

しかし、それは法の執行にかんする一般的な監視で、行政の細部への干渉を意味するものではない⁽³⁶⁾。

こうして、執行権は立法権から区別、分離される。ルソーは、立法権と執行権との結合を示す制度を拒否する。「法律を制定する人は、この法律をどのように執行し、解釈すべきであるかを誰よりもよく知っている。それで、立法権が執行権と結合している制度以上によりよい制度はありえないように思われる。」しかし、これは、区別されねばならないものが区別されていないことに外ならない⁽³⁷⁾。それゆえに、主権者もしくは立法権者たる人民がみずから執行権を掌握することは避くべきである、という見解をとる⁽³⁸⁾。立法権者が執行権を行使すれば、彼は腐敗する。それゆえに、司法権が主権者に属しないと同様に⁽³⁹⁾、「執行権は、立法者(Legislatrice)、あるいは主権者としての人民一般

には属しえない⁽⁴⁰⁾。「属しえない」ということは、行使しえない、という意味である。しかし、ルソーは「社会契約論」では執行権を人民の主権に従属する、したがって彼によって統制されうる権力とみる。だが、彼は「山からの手紙」では、本源的には主権者人民が執行権の帰属主体であるとみる。彼はつぎのようにかいている。

「主権を構成するところの立法権と執行権とは、主権においてはわかれていない。主権者人民は自分自身で意志し、自分の意志することを自分自身でおこなう。やがて、すべてのことがらにおけるすべての者のこの協力の不便さは、主権者人民をして彼等の成員のある者に彼等の意志の執行を任務として課することを余儀なくされる。これらの職員は、彼等の委任を果たした後に、報告をなして、平等なる共同体のなかに帰ってゆく⁽⁴¹⁾。」

執行権の権原は主権にある。それゆえに、主権者人民は執行権を政府に委任する。執行権は政府に属する。執行権の行使を委任された政府の執政官は、執行権を「主権者の名において」行使する。それゆえに、主権者による執行権の委任はその譲渡を意味しない。彼は執行権の権限を制限、変更し、または執行権をとりもどし、さらに執政官を任免し、解任する権限を留保する⁽⁴²⁾。政府の任務は法律を遵守せしめることにある⁽⁴³⁾。このように、執行権は主権者人民を帰属の主体とするにせよ、主権者はこれをみずから行使すべきでなく、その行使を自己の監督のもとにつねに政府の執政官に委任する。しかも、執行権は分割されねばならない。執行権の行使は主権者の意志、一般意志の適用にほかならないから、一般意志が遵守され、維持されるという意味において、立法権と執行権とは、後者の前者への従属であるとともに、統一される。それゆえに、主権とは、ルソーにおいては、諸権力を規定すると同時に、諸権力の統一を示す、恒常的な権力である。しかし、ルソーにおける立法と執行との統一は、真の統一の理論として構成されていない⁽⁴⁴⁾。ルソーにおいては立法のみが一般意志の発現である。しかし、法の執行もまた一般意志の実現でなければならぬ。すなわち、その意味において、立法権と執行権とは結合、統一せらるべきである。すなわち、立法権並に執行権

の行使の主体はいずれも主権者人民たるべきである。ここに、ルソーとマルクスとの理論上の相違がある。⁽⁴⁵⁾

つぎに、ルソーは一般意志の宣言たる法律による統治をもって共和制 (Republique) とみた。⁽⁴⁶⁾ しかし、彼はこのように人民主権の国家形態を共和制とみなながらも、そのもとにおける行政の形式については、君主政、貴族政、民主政の三つの範疇を認めた。この点はフランス大革命のなかでロベスピエールによって修正された。すなわち、彼は共和制から、君主制と同じく貴族制を排除した。共和制とは民主制と同意義である。⁽⁴⁷⁾

独裁 ルソーは、「社会契約論」第四篇第六章で独裁 (Dictature) について論ずる。これは、国家の危険、祖国の安全にかかわる問題で、このような場合以外には、「法律の神聖な力は決して停止されてはならない。⁽⁴⁸⁾ 非常事態に対処するためには、政府の成員の一人または二人に執行権力を集中し、さらに必要なかぎり既存の法律の効力と立法権とを一時停止させるような権限をもつ最高の執政官が一名指名される。立法権の停止は、けっしてその廃止を意味しない。彼は、「あらゆることをなしうるが、法律を制定することだけは別である。⁽⁴⁹⁾」彼の任期は短期間で、その延長は、認められない。人民主権は維持される。

ルソーは、この執行権の集中の制度としての独裁の制度をローマ共和制時代の臨時独裁執政官職 (Dictatura) について考察する。この制度は二人の執政官 (Consul) のうちの一人が臨時独裁執政官 (Dictator) に指名されたときに発生した。その任期は短期に限られた。彼はこの期限以上に権力を保持するとか、権力を乱用するとかはしなかった。危機の解消後も独裁が存続すれば、専制 (tyrannique) となる。⁽⁵⁰⁾ 人民主権は否定される。このように、独裁の制度は、ルソーにては、執行権力の集中の制度にすぎず、人民の主権、自由を侵犯しない、合法的な統治形態として、共和制の一つの特殊な形態である。独裁と人民主権とは矛盾しない。独裁は人民主権行使の一次的停止にすぎない。

第二節 フランス革命と人民主権

人民主権の理念は、フランス大革命の過程において、法制度として実現をみた。一七八九年の人権宣言における国民主権の規定は、絶対君主制の否定、すなわち専制から法治主義への移行という意味において、人民主権の端初というるにせよ、王権の存在自体がまだ肯定されているかぎりにおいて、民主・共和制的な人民主権とはいいがたい。⁽⁵¹⁾

一七九一年のフランス憲法は、主権の主体として国民を認めたとはいえ、国民の多数をなす受動的市民は主権の行使としての立法権への参加から排除された。さらに、世襲、不可侵の王権を認めている。それゆえに、フランス大革命における人民主権の実現は、一七九二年一〇月一〇日の革命による君主制の廃止、共和制の樹立をもってはじまる、とみることができる。⁽⁵²⁾

一七九三年二月コンドルセは新憲法草案のなかで人民の主権 (soverainete de peuple) を確認した。「フランス国民は、単一にして不可分な共和国を組織し、国民が確認し、宣言した人権、および自由、平等、人民主権のうえに彼の政府を創設する。」(同草案前文) そして、一七九三年六月二四日採択された新憲法は、「主権は人民に存する。」(人権宣言、第二五条) と規定し、しかも、「主権者たる人民はフランス市民の総体である。」(憲法第七条) と説明する。人民主権の国家形態は共和制である。世襲的君主制は人間の理性に反する、非合理的な国家制度である。しかし、ロベスピエールは共和制を民主制と同意義に解する。「民主制とは、主権者たる人民が、自分で制定した法律によって導かれながら、自分で為しうることを自分自身で行ない、自分でなしえないことを受任者によって行なう政体である。」⁽⁵³⁾ すなわち、共和制の本質は民主制たるべきである。共和制は、自由と平等に基礎をおく、正統なる統治である。⁽⁵⁴⁾

民主制の思想は古代ギリシアにはじまる。プラトンは「ポリテイアー国家」において、哲人統治を理想的な国家体制とみなながらも、民主制を許容した。民主制の基本理念は自由である。「この自由こそは、民主制国家がもっている最も善きものであって、まさにそれゆえに、生まれつきの自由な人間が住むに値するのは、ただこの国だけである。」⁽⁵⁵⁾ それは

また、統治への平等なる参加を意味する⁽⁵⁶⁾。しかし、プラトンは、適度な、節制ある自由のみを認め、過度の自由を戒めた⁽⁵⁷⁾。彼は晩年の力作「法律」^{ノモイ}においては、哲人統治を正しい国制としつつも、現実的に最善の国制としては、君主制と民主制との混合を考えた⁽⁵⁸⁾。しかし、この国制の本質は、法の支配にある⁽⁵⁹⁾。法の目的は、国家全体の公共性にある⁽⁶⁰⁾。法は人民の集会において選出された代表者、すなわち立法者によって制定される⁽⁶¹⁾。法は自由、友愛、知性を維持する⁽⁶²⁾。そして、統治者は法に服従しなければならない⁽⁶³⁾。このように、プラトンは知の支配（哲人統治）を真実の国制として優位せしめつつも、現実の統治の次元においては法の支配をとる⁽⁶⁴⁾。こうして、民主制は法治主義となる⁽⁶⁵⁾。

(1) ルソー「人間不平等起原論」における「頻繁な革命」とは専制と革命との間の循環とみるべきである。(Rousseau, *Oeuvres complètes*, 3, p. 191. 「人間不平等起原論」岩波文庫、一二七頁)。

(2) Rousseau, *Contrat Social*, Liv. 1, chap. 6, O. c. 3, p. 360. 訳、岩波、二九頁。なお、中里良二「ルソー」一二九頁参照。

(3) アルチュセール「政治と歴史」訳、一五九頁。Jean Starobinski, Jean-Jacques Rousseau la transparence et l'obstacle, 1957, p. 272. 訳、三九九頁。世界歴史17、近代4、一七九頁参照。

(4) *Contrat Social*, Liv. 1, chap. 6, O. c. 3, p. 360. 訳、三〇頁。

(5) *Ibid.*, O. c. 3, p. 361. 訳、三二頁。「エミール」では、「自分の身体と自分のすべての力」が「自分の財産、自分の身体、自分の生命、および自分のすべての力」と表現されている (*Emile*, Liv. 5, O. c. 4, p. 840. 訳、下、一三三二頁、岩波)。

(9) *Contrat Social*, Liv. 1, chap. 6, Liv. 4, chap. 2, O. c. 3, p. 361, 440. 訳、三一、一四八頁。*Emile*, O. c. 4, p. 840. 訳、下、一三三二頁。「世界の名著ルソー」三二頁。ケルゼン「デモクラシーの本質と価値」岩波文庫、三六頁参照。「全員一致の約束」たる社会契約は、各人と全員との約束である (*Contrat Social*, Liv. 2, chap. 4, p. 375. 訳、五二頁。*Emile*, O. c. 4, p. 841. 訳、下、一三四頁。 *Lettres écrites de la Montagne*, O. c. 3, p. 807)。この契

- 約は公的な契約であり、本質的には、人民の自己との契約とみられる。そして、すべての意志が一つの意志に結合される (Origine de l'inegalité, O. c. 3, pp. 184—185. 訳、一一七頁)。
- (7) Sur l'économie politique, O. c. 3, p. 244. 訳、岩波、一三三頁。Contrat Social, Liv. 1, chap. 6, O. c. 3, p. 361. 訳、三二頁。中島慎一「ルッソの国家論」、九州帝国大学法文学部十周年記念哲学史学文学論文集、四七頁参照。そして、ここで自然状態は社会状態に移行する。
- (8) Contrat Social, Liv. 1, chap. 6, Liv. 2, chap. 4, O. c. 3, p. 360, 375. 訳、一九、五二頁。Emile, O. c. 4, p. 841. 訳、下、二二三頁。この力は、構成員に対する強制力となる (Contrat Social, Liv. 2, chap. 4, O. c. 3, p. 372)。なお、古在由重編「哲学史」、九一頁参照。
- (9) Emile, O. c. 4, p. 840. 訳、下、二二三頁。
- (10) Ibid., p. 843. 訳、下、二三六頁。Contrat Social, Liv. 2, chap. 4, O. c. 3, p. 372. 訳、四九頁。中島、前掲、五四頁。「主権は一般意志の行使」(ibid., Liv. 2, chap. 1, O. c. 3, p. 368. 訳、四二頁。O. c. 3, p. 485. 契約目的については、ibid., Liv. 2, chap. 1, 4, 5, Liv. 4, chap. 1, O. c. 3, p. 368, 372, 376, 437. 訳、四二、四九、五四、一四四頁。すなわち、一般意志とは国家に結合した人間の共同の福祉にかんする一つの意志である。「多くの人間が結合して、一体をなしている」とみずから考えているかぎり、彼らは、共同の保存と全員の幸福にかかわる、ただ一つの意志しかもつてゐない。」(ibid., Liv. 4, chap. 1, O. c. 3, p. 437) 一般意志は内在的な意志、意志の理念とみられている。「一般意志はつねに存在し、不変で、純粋である。」(ibid., p. 438) 「国家のすべての構成員の不変の意志が、一般意志である。」(ibid., Liv. 4, chap. 2, O. c. 3, p. 440) すなわち、理性的・道徳的にたかめられた人間の理性的・倫理的な意志である (O. c. 3, p. 284, 288, 沢登佳人訳「社会契約論初稿」、「法政理論」、九卷一号、一一六、一二二頁)。
- (11) L'Économie Politique, O. c. 3, p. 245. 訳、一四頁。O. c. 3, p. 484 (Fragments politiques).
- (12) Contrat Social, Liv. 2, chap. 3, O. c. 3, p. 371. 訳、四六頁。
- (13) Lettres écrites de la Montagne, O. c. 3, p. 826. 「主権はすべてをなす。」(ibid.) それは、絶対、独立の権力 (O. c. 3, p. 485)、「最高の権力、それは変更、制限されえない (Contrat Social, Liv. 3, chap. 16, O. c. 3, p. 432. 訳、一三七頁)。

- (14) Contrat Social, Liv. 2, chap. 1, 4, Liv. 4, chap. 8, O. c. 3, p. 368, 375, 467. 訳'四二'五四頁。中島'前掲'六四頁。 Origine de l'inégalité, O. c. 3, p. 116. 訳'一六頁参照。 Ernst Cassirer, Das Problem Jean Jacques Rousseau, Archiv für Geschichte der Philosophie, 1932, Bd. 42, S. 195. 生松敬三訳書'二七頁。
- (15) Émile, O. c. 4, p. 841. 訳'下'一三四頁。 ルソーは所有の基礎を労働におく (Contrat Social, Liv. 1, chap. 9, O. c. 3, p. 366. 訳'三八頁。 Émile, O. c. 4, p. 332. 訳'上'一四五頁。「人間不平等起原論」'訳注'一三七頁)。
- (16) L'Économie Politique, O. c. 3, p. 263. 訳'四二頁。
- (17) Lettres écrites de la Montagne, O. c. 3, p. 807. ルソーは'国家が主権者であり、他方、それを構成する人民が主権者である'という見解をとる (Contrat Social, Liv. 1, chap. 6, 7, Liv. 2, chap. 1, O. c. 3, p. 362, 363, 369. 訳'三一'三三一三四'四三頁。 L'origine de l'inégalité, O. c. 3, p. 112. 訳'一〇頁)。 すなわち'人民と主権者とが同一人格となる。なお'一般意志は不変である (Contrat Social, Liv. 4, chap. 1, 2, O. c. 3, p. 438, 440. 訳'一四六'一四九頁)。
- (18) 「国家思想史」上'一三八頁参照。
- (19) Contrat Social, Liv. 3, chap. 13, 15, 16, O. c. 3, p. 427, 429, 432. 訳'一二九'一三三'一三七頁。 Lettres écrites de la Montagne, O. c. 3, p. 807.
- (20) A. Cobban, Rousseau and the modern state, 1970, pp. 81—82; R. Derathé, J. J. Rousseau et la science politique de son temps, 1974, p. 301; C. E. Vaughan, The political Writings of J. J. Rousseau, 2, 1962, p. 186; R. D. Masters, The political philosophy of Rousseau, 1968, p. 338. 立法権と執行権との区別については Contrat Social, Liv. 3, chap. 4, 16, O. c. 3, p. 404, 432. 訳'九五'一三七頁。
- (21) Derathé *ibid.*, p. 300.
- (22) Émile Faguet, La politique comparée de Montesquieu, Rousseau et Voltaire, pp. 64—65. ノブールも'人民主権は権力分立をみとめない'という見解をとる (A. Soboul, Les Sans-culottes Parisiens en l'an II, 1962, p. 512)° cf. E. L. Johnson, An introduction to the soviet legal system, p. 90.
- (23) Contrat Social, Liv. 2, chap. 2, O. c. 3, p. 370. 訳'四五頁。

- (24) F. Faguet, *ibid.*, p. 65 ; A. Cobban, *ibid.*, p. 82.
- (25) Lettres écrites de la Montagne, O. c. 3, p. 808 ; R. Derathé, *ibid.*, p. 301. ルノーは執行権の行使を従属的な機能とみる。クーゲルは法の適用をもって法の実現とみる (Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, § 299)。
- (26) Contrat Social, Liv. 2, chap. 6, O. c. 3, p. 379. 訳' 五九頁。Emile, O. c. 4, p. 842.
- (27) Lettres écrites de la Montagne, O. c. 3, pp. 807—808 ; Contrat Social, Liv. 3, chap. 15, O. c. 3, p. 430. 訳' 一三四頁。O. c. 3, p. 484. 「政治経済論」' 六九、七四頁。中島' 前掲' 四九、六五頁。
- (28) Contrat Social, Liv. 2, chap. 6, O. c. 3, p. 369. 訳' 四四頁。Emile, O. c. 4, p. 842. 訳' 一三五頁。Lettres écrites de la Montagne, O. c. 3, p. 808. なお' ルノーは特殊的には恩赦権に主権の表現をみる (Contrat Social, Liv. 2, chap. 5, O. c. 3, p. 377. 訳' 五六頁)。
- (29) Contrat Social, Liv. 2, chap. 1, Liv. 3, chap. 15, O. c. 3, p. 368, 429. 訳' 四二' 一三三頁。
- (30) *Ibid.*, Liv. 3, chap. 1, Liv. 2, chap. 6, O. c. 3, p. 395, 380. 訳' 八四' 六〇頁。立法権は人民の不可譲の権利で *est* (*ibid.*, Liv. 2, chap. 7, O. c. 3, p. 383. 訳' 六四頁)。
- (31) *Ibid.*, Liv. 3, chap. 15, O. c. 3, pp. 429—430. 訳' 一三三頁。Masters, *ibid.*, p. 339. 人民は代表者をもちえない (O. c. 3, p. 484)。なお' 宮沢俊義「憲法の原理」' 一九四頁参照。すなわち' 啓蒙され' 理性にめざめた人民の多数意志（一般意志）が立法意志となる。清宮氏はこの点を認識されていないようである (清宮四郎「憲法の理論」' 二六二頁参照)。
- (32) O. c. 3, p. 978. 佐々木允臣訳「ルノー『ポーランド統治論』」(二)' 同志社法学第二五卷二号' 六一頁参照。
- (33) O. c. 3, pp. 979—980. 佐々木訳' 同右' 六二—六三頁。
- (34) Derathé, *ibid.*, p. 301 ; Contrat Social, Liv. 3, chap. 14, O. c. 3, p. 427. 訳' 一三〇頁。O. c. 3, p. 977. 佐々木訳' 六〇頁。野村敬造「権力分立に関する論攷」八四頁参照。
- (35) O. c. 3, p. 826. 「ポーランド統治論」では' 監督と指導と規定されている (O. c. 3, p. 978. 同訳' 六一頁)。
- (36) Vaughan, *ibid.*, 2, pp. 185—186, Cobban, *ibid.*, p. 91. 立法権は行政の細部に干渉することを許されなら (Origine de l'inégalité, O. c. 3, p. 114. 訳' 一四頁)。

- (37) Contrat Social, Liv. 3, chap. 4, O. c. 3, p. 404. 訳、九五頁。
- (38) Origine de l'inégalité, O. c. 3, p. 114. 訳、一四頁。
- (39) 「犯罪者の処刑は、決して主権者に属するのでなく、主権者がさずけることはできるが、彼みずからは行使しえない権利である。」(Contrat Social, Liv. 2, chap. 5, O. c. 3, p. 377. 訳、五五頁)。
- (40) Ibid., Liv. 3, chap. 1, O. c. 3, p. 395. 訳、八四頁。すなわち、執行権行使の権限は、主権者には否定される(O. c. 3, p. 488)。
- (41) O. c. 3, p. 815.
- (42) Contrat Social, Liv. 3, chap. 1, 18, O. c. 3, p. 396, 434. 訳、八四、一四〇頁。Liv. 2, chap. 4, p. 374. 訳、五一頁。但し、これは法によると解される。「主権者は、立法権以外のなんらの力をもたないので、法律によってしか行動し得る。」(Contrat Social, Liv. 3, chap. 12, O. c. 3, p. 425. 訳、一二七頁)。cf. J. Locke, The second treatise of government, § 149.
- (43) O. c. 3, p. 485.
- (44) В. П. Волгин, Развитие Общественной мысли во Франции в XVIII веке, 1958, с. 238. ルソーにおいては、立法と執行とは異質的なものとみられ、したがってその統一は意志と力との協力として構成されている(Contrat Social, Liv. 3, chap. 1, O. c. 3, p. 395. 訳、八三頁)。これに対して、ヘーゲルは、立法と執行とを本質的に一つの精神とみなす(Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, § 299)。ルソーの矛盾は執行権を主権の実現とみなすことにある。
- (45) 柳春生「フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開」(一)、法政研究、第三七卷一一二合併号、八頁参照。
- (46) Contrat Social, Liv. 2, chap. 6, O. c. 3, p. 379. 訳、五九頁。
- (47) Oeuvres de Maximilien Robespierre, 10, p. 352.
- (48) Contrat Social, Liv. 4, chap. 6, O. c. 3, p. 456. 訳、一七一頁。
- (49) Ibid., O. c. 3, p. 456. 訳、一七二頁。ルソーは、執行権の体制としては、執行権の分割・均衡を是認した(Sur le gouvernement de Pologne, O. c. 3, p. 975, 977. 佐々木訳、五九、六〇頁。Lettres écrites de la Montagne, O.

- c. 3, p. 874, Cobban, *ibid.*, p. 82)。
- (50) *Contrat Social*, Liv. 4, chap. 6, O. c. 3, p. 458. 訳、一七四頁。
- (51) 柳春生「フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開」(二)、法政研究第四〇巻第一号、一一六頁参照。
- (52) J. Varlet, *Déclaration solennelle des droits de l'homme dans l'état social*, 1793, p. 3. 人民主権と国民主権とは全く異質の概念とみるべきであろうか。むしろ、発展段階における相違とみるべきであろう。ブルジョア革命の本質からみると、一七八九年人権宣言における国民主権と一七九一年憲法における国民主権とは、いずれも旧絶対主義権力と旧社会体制の破壊という革命の過程における新しい権力の法律的表现とみるべきであろう。
- (53) *Oeuvres de M. Robespierre*, t. X, pp. 352—353.
- (54) *Ibid.*, IX, pp. 508—509.
- (55) プラトン全集第一巻、「国家」、六〇九頁。なお、自由のなかでは言論の自由があげられる(五九六—五九七頁)。しかし、プラトンは、適度な自由のみを認め、過度の自由を戒めている(全集第一三巻、「法律」、二三四—二三五、八〇七頁参照)。哲人(愛知者)の統治については、「国家」第五巻(全集第一一巻、三九四頁)、書簡集、第七書簡(全集第一四巻、一一二頁)参照。なお、高尾正男「ギリシア人の自由と国家」、関西大学法学論集第二六巻第一号、三六一—三八頁参照。
- (56) 「国家」、五九五頁。
- (57) 「国家」、六一二頁、「法律」、一三三—一三三、八〇七頁参照。山之内得立「ギリシアの哲学」、七二三頁参照。
- (58) 「法律」、二三六—二三七、八三一—八三二、八三八頁参照。
- (59) 「法律」、二七二、八三八頁参照。プラトンの法にかんする思想については、「法律」、一八五、二三六、二七一、八〇八頁参照。
- (60) 「法律」、二七〇—二七一、八〇八頁参照。
- (61) 「法律」、一八五頁。
- (62) 「法律」、二三六頁。
- (63) 「法律」、二七二、八三八頁参照。

(64) 「政治家」(全集第三卷)、三一四、三三九―三四〇頁。「法律」、五六一、八五三―八五四頁参照。

(65) 「政治家」、三四六―三四七頁、すなわち、プラトンは民主制においても、法による統治でなければならぬ、とみる。

「法律」、二二二頁参照。

第二章 マルクスにおける主権と独裁

第一節 ヘーゲルの主権論とマルクスの批判

主権 ヘーゲルによれば、客観精神としての人倫的理念の実現たる国家は、有機的組織体として自己の諸権力を區別する。しかし、これらの諸権力は、有機的組織の契機として區別されるとともに、統一性を、すなわち内的同一性をもたねばならない。⁽¹⁾ それゆえに、諸権力の分割は、その内的同一性と相互関連におけるそれで行わなければならない。⁽²⁾ ヘーゲルは、諸権力の独立と均衡という権力分立論を、自由の保障として評価するとともに、これを批判した。⁽³⁾ だが、マルクスは「ヘーゲル国法学批判」で、ヘーゲルのこの見解を、「諸権力の區別を、もはや無機的な區別としてではなく、生きている、理性的な區別として考察することは、偉大な進歩である。」⁽⁴⁾ と評価した。

ヘーゲルは、「哲学体系」^{エンチクロペデー}で権力の分立をつぎのように規定する。国家の諸権力は立法権と執行権とに區別され、立法権が最高権力であるが、この両権力は現実的には相互独立であり、そして執行権はさらに統治権もしくは行政権と司法権とに區別される。⁽⁵⁾ 彼は、「法哲学綱要」⁽⁶⁾ では、新しく、諸権力を立法権、統治権、君主権とに區別し、司法権を第三の権力としては排除し、統治権に包摂した。⁽⁶⁾ これらの権力は、国家の概念の契機としての権力である。したがって、諸権力は国家の統一のうちにその根底をもつのであるから、諸権力が統一される不可分の権力が主権である。⁽⁷⁾

諸権力は主権のうちに観念性として含まれる。⁽⁸⁾ それゆえに、主権の主体は国家それ自体である。⁽⁹⁾ 国家が主権者である。⁽¹⁰⁾ しかし、主権はその実現において君主という個体を要求する。だから、君主が国家主権の担い手となる。⁽¹¹⁾ 君主とは、国家主権の実現した者、「人格化された主権」である。⁽¹²⁾ それゆえに、ヘーゲルは、フランス革命における共和制的人民主権の理念を拒否する。⁽¹³⁾

「主権は国家に属するということが明らかにされていさえすれば、主権は人民にある、と言ってもよい。しかし、人民主権を君主に現存している主権に、対立するものと解するのが、近頃人民主権について語られはじめた、通常の意味である。このような対立においては、人民主権とは、人民という野卑な観念にもとづく、混乱した思想に属するものである。」⁽¹⁴⁾

これに対して、マルクスはつぎのような批判を提起する。「主権が君主に現存するならば、人民にある対立的な主権について語ることは、愚かなことである。なぜなら、主権はいかなる重複する、ましてや相対立する現存在をもつことができない、ということとは主権の概念のうちに含まれているからである。けれども、

一、問題はまさにこうである。君主の主権か、それとも人民の主権か、これが問題なのである。」⁽¹⁵⁾

マルクスは、君主主権と人民主権とを両立しえない主権概念と解する。いずれか「二者択一」でなければならぬ。

「君主に現存する主権に、対立する人民の主権について語ることもできる。しかしその場合には、二つの側に成立する同一の主権が問題なのではなく、一方は君主に現存しうるような主権、他方は人民にのみ現存しうるような主権、そのような二つのまったく相対立する主権概念が問題である。それはつぎのように問うのと全く同じである。神が主権者か、それとも人間が主権者か？ たとい現存する虚偽であろうと、この二つのうちの一つは虚偽である。」⁽¹⁶⁾

すなわち、君主に現存する主権、人民に現存する主権、この二つの主権概念は二つともに同時に肯定されえない。いずれか一方は真正ならざる主権として否定せらるべきである。換言すれば、君主に属する主権は、虚偽の、正当性を欠く主権にすぎない。人民に属する主権が真正なる主権である。主権の主体は人民たるべきである。⁽¹⁷⁾したがって、マルクスにおいては、ヘーゲルと反対に、人民の主権が君主主権を否定する、正当なる人民権力として理解されている。君主の主権は否定される。それゆえに、「君主制は一つの種^{アールト}であり、しかもまったく良くない種である。⁽¹⁸⁾」

マルクスは人民主権の国家形態を民主制 (Democratie) とみる。民主制においては、すべての国家制度は人民の自己規定、すなわち人民の産物である。⁽¹⁹⁾「法律は人間のために存在する。⁽²⁰⁾」それゆえに、「あらゆる国家の諸形態は、これらの真実態として、民主制をもっており、それゆえにこそ、国家の諸形態が民主制でないかぎり、真実ではない、ということ⁽²¹⁾は自明のことである。」国家制度の主体たるものは、人民であり、民主制とは人民権力にほかならない。⁽²²⁾しかし、マルクスは民主制と共和制とを直接的には同一視しない。君主制に対立するのは、民主制である。共和制は、まだ実現されていない民主制であるにすぎない。「民主制の抽象的な国家形態が共和制である。⁽²³⁾」

立法権　ヘーゲルは代議制度を近代国家の制度として肯定した。⁽²⁴⁾彼は「法哲学綱要」でつぎのように述べる。「代議士の選出は普遍的な事項についての協議と決定とのためにおこなわれるのであるから、それは、選挙人よりもよりよくこれらの事項を理解しているような個人が信頼によって選定されること、ならびに、このような個人が、普遍的な利益に反する地方団体や職業団体の特殊な利益をでなしに、本質的に普遍的な利益を主張すること、に意味をもつ。したがって、彼らは、委任されたまたは訓令を伝達する受任者^{マンダタール}であるという関係にあるのではない。⁽²⁵⁾」「代議士達が代表者とみなされるならば、このことは、彼らが個人々の代表者、衆人の代表者としての代表者ではなく、社会的本質的な領域の一つの代表者であり、その大きな利益の代表者である場合にのみ、一つの有機的に理性的な意味をも

つのである。⁽²⁶⁾」

マルクスは、立法権の行使にかんしては、普通選挙制と代議制を認める。「代議制度は一つの大きな進歩である。なぜなら、それは、近代の国家状態の公然たる、歪曲されない、一貫した表現だからである。⁽²⁷⁾」

マルクスは直接民主制を一つの政治的理念とみる。すなわち、市民社会のすべての個人が立法権に参加せんと欲するのは、市民社会の万人の意志であり、市民社会の努力である。「万人が同時にこれに（この行為に）立法権に（筆者）参加すべきであり、またそれを欲するのである。⁽²⁸⁾」しかし、それは現実において不可能である。「政治的国家と市民社会との分離が生ずる場合には、すべての者が個々に立法権に参加することはできない。政治的国家は、市民社会から分離された現存在である。一方において、市民社会は、もしもすべての人々が立法者であるならば、自分自身を（市民社会たることを―筆者）廃棄するであろう。他方において、市民社会に對立する政治的国家は、市民社会をその尺度に適った形式においてだけ許容することができ。換言すれば、代議員による市民社会の政治的国家への参加は、まさに市民社会と政治的国家との分離とそれらのたんなる二元的統一との表現である。⁽²⁹⁾」

マルクスにおいては、市民社会こそが国家の前提であり、原動力であり、基礎、条件である。⁽³⁰⁾そして、市民社会の基礎をなすものは、無所有の労働者階級である。⁽³¹⁾それゆえに、マルクスは市民社会の全成員が立法権に参加すべきことを原則とみとめる。「したがって、市民社会が集団的に、おそらくは全体的に、立法権のなかに入りこむということ、現実的な市民社会が立法権の虚構の、市民社会にとってかわろうとすることは、自己に政治的存在をあたえようとするところの、または政治的存在をその現実的な存在にしようとするところの、市民社会の努力にはかならない。⁽³²⁾」しかし、マルクスは、市民社会と国家との分離・対立の止揚の現実的な方法は、選挙権、被選挙権の拡張、一般化、すなわち民主主義にある、とみる。⁽³³⁾それでは、市民社会が現実の政治的国家にたかめられるとき、志向される代議制

はどのようなありかたを示すべきであろうか。マルクスは、ここで独自の代表観念を提起する。

「ここでは、立法権は、それぞれの機能が代表的であるというような意味における、たとえば靴屋が一つの社会的必要をみたすかぎりで私の代表者であるというような意味における、……それぞれの人が他人の代表者であるような意味における、代表なのである。ここでは、人が代表者であるのは、彼が表現するところの他のものによってではなく、彼があり、そして彼が為すものによってである⁽³⁴⁾。」

すなわち、彼をして代表者たらしめるものは、彼の意志のみならず、彼の行為である。しかしながら、人間が一方では国家の抽象的な公民であり、他方では市民社会の具体的な市民であるという、市民社会と政治的国家との矛盾は、終局的には人間解放なくしては止揚されえない、とみる⁽³⁵⁾。人間解放とは、市民社会の廃棄、私的所有の廃棄、すなわち社会的変革を意味する。そして、この解放をなしうる階級は、市民社会の一階級、プロレタリアートにほかならない⁽³⁶⁾。

第二節 主権と独裁

マルクスは、一八四八年ドイツにおけるブルジョア民主主義革命にさいして、この革命権力の考察をつうじて人民主権の理論を展開した。

「ドイツ人民は、国内の大小のほとんどすべての都市の街路上で、とくにウィーンとベルリンのバリケードで、その主権をたたかいたった。ドイツ人民は、この主権を国民議会の選挙において行使した。

国民議会の第一の行為は、ドイツ人民のこの主権を声高く、公然と宣言することであらねばならなかった。

その第二の行為は、人民主権にもとづいてドイツ憲法を作成し、人民主権の原理に反するものすべてを、ドイツに事実上現存する状態から除去することであらねばならなかった⁽³⁷⁾。」

マルクスにおいても、フランス大革命におけるように、人民の主権は革命の成果とみられている。人民主権の政治の本質は革命権力である。したがって、それは憲法制定権力とならねばならない。それでは、人民の主権が創設する諸権力の関係はいかになるのであろうか。

「だが、いかなる憲法も存在していないのであるならば、もはやどんな政府も存在していないことになる。もはやいかなる政府も存在していないのであるならば、国民議会自身が統治すべきである。……」

憲法制定国民議会は、なによりも、行動的、革命的に行動的な議会でなければならぬ。⁽³⁸⁾

すなわち、革命権力機関として唯一つ存在する憲法制定国民議会は、たんに議決権力であるのみでなく、同時に統治権力たるべきであった。マルクスは、中央執行権力が国民議会のなかから構成されるべきこと、したがって国民議会が全国家権力を統一すべきことを要求する。⁽³⁹⁾ここに、パリ・コミューンにおける立法と執行との統一の原則が既に示されている。立法権も執行権も、獲得された人民の主権を守り、行使する機能をもつ。立法権と執行権とは分離でなく、統一の原則にもとづくから、権力の分立は否定される。マルクスは権力の分立をつぎのように批判する。

「権力の分立は、根本においては、単純化と監督とを目的として、世俗的な産業上の分業を国家機構に適用したものにほかならない。それは、すべての神聖・永遠・不可侵の原理と同じように、まさに現存の諸関係に適合するかぎりにおいてのみ、適用される。⁽⁴⁰⁾」

マルクスは、このように、権力の分立を絶対的な国家統治の原則とみなさない。ここで革命権力は権力分立の否定となる。

「革命的な臨時秩序は、まさに、権力の分立が臨時に廃止されているということ、立法機関が執行権力を、あるいは執行機関が立法権力を一時的に自己に奪取するということ、に存する。⁽⁴¹⁾」

そして、マルクスはこのような立法権、執行権の統一・集中の形態を独裁と称した。「すべて革命後の臨時的な国家状態は、独裁を、しかも精力的な独裁を必要とする⁽⁴²⁾。」このように、マルクスは権力の集中の形態を独裁と称した。レーニンは、「民主主義革命における社会民主党の二つの戦術」のなかでマルクスのこの理論を考察しつつ、この独裁を、その機能において革命諸階級の民主的独裁として、階級的に規定した⁽⁴³⁾。

- (1) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, Zusatz zu § 269, § 272, Zusatz zu § 272, § 299 ; Jakob Barion, Hegel und die marxistische Staatslehre, 1963, S. 72. 有機的組織のつくりか、Hegel, Encyclopaedie, § 198.
- (2) A. A. Piontkowski, Hegels Lehre über Staat und Recht und seine Strafrechtstheorie, 1960, S. 362.
- (3) Hegel, ibid., § 272, Zusatz zu § 272, Zusatz zu § 300, Encyclopaedie, § 541 ; K. H. Iltting, Hegel Vorlesungen über Rechtsphilosophie, 1818—1831, Bd. 4, 1974, SS. 840—841.
- (4) Marx Engels Werke, Bd. 1, S. 210 ; Marx Engels Collected Works, Vol. 3, p. 11.
- (5) Encyclopaedie, § 541 ; Iltting, Hegel Vorlesungen über Rechtsphilosophie, Bd. 4, SS. 480—841 ; Vgl. Grundlinien der Philosophie des Rechts, Zusatz zu § 272. ひねちんよんの見解の踏襲とみなされる (Fichte, Grundlage des Naturrechts, S. 158)° だが、クーゲルは「人倫の体系」(System der Sittlichkeit) では、立法権、司法権、執行権を区別して論ずる (G. Lasson, Hegel sämtliche Werke, Bd. VII, S. 485. 世界の名著「クーゲル『法の哲学』」五二一頁参照)。
- (6) Grundlinien d. Philosophie d. Rechts, Zusatz zu § 272, 273, 287 ; Vorlesungen über Rechtsphilosophie, S. 661 ; Piontkowski, ibid., S. 363. 世界の名著「クーゲル」四三七頁参照。
- (7) Grundlinien, § 278 ; Vorlesungen, S. 669.
- (8) Grundlinien, Zusatz zu § 275.

- (8) Hegel, Rechtsphilosophie, 4, S. 669, § 279, S. 667, § 277 ; Piontkowski, *ibid.*, S. 366.
- (9) F. Rosenzweig, Hegel und der Staat, Bd. 2, S. 144.
- (11) Rechtsphilosophie, 4, S. 842. ユクントロンスキは代表者と解かれ (Piontkowski, *ibid.*, SS. 366—367)。
- (12) Marx Engels Werke, Bd. 1, S. 227 ; Marx Engels Collected Works, Vol. 3, p. 26. 君主は、主権の象徴と解かれ
 ぬ (*ibid.*, S. 229)° Joseph O'Malley, Critique of Hegel's 'Philosophy of Right', Introduction, p. 61. 即ち「
 ーゲルでは君主は国家主権の具現したものである (Auguste Cornu, Karl Marx und Friedrich Engels, 1, S. 423)°
 (13) Eric Weil, Hegel et l'État, p. 62 ; A. A. Piontkowski, *ibid.*, S. 366. なお「
 ーゲルの論理はつぎのように構成されて
 れている。即ち、意志は決定する意志たることによって個人（個体）の意志として定立され、それによって、現実的な意
 志となる (Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, § 12, 13)°。主権的意志を定立する人格たるものは、自然
 的な、単一の一人（人格者）、すなわち君主である (§ 279)°。マルクスでは、意志主体たる人は、多くの一人、即ち類
 的存在としての人である。類的存在とは自覚的存在という意味である (許萬元「
 ーゲルにおける現実性と概念的把握の
 論理」、一九八頁)°。
 ーゲルの矛盾は、単一の人格がなぜ経験的な人、世襲君主に限定されたかということにある。
- (14) Hegel, Grundlinien, § 279. Volkssouveränität ist Sovereignty of the people と理解すべきである (Collected Works, Vol. 3, p. 28)°。
- (15) Werke, 1, S. 230.
- (16) Werke, 1, S. 230.
- (17) J. O'Malley, Marx Critique of Hegel's Philosophy of Right, Introduction, p. 1, xi. 榊利夫「
 マルクス主義と実存主義」、三九頁参照。主権概念は権力概念とことなり、正当性の観念を含む。それで、
 プロイセンの君主主権は存在すべきでない」というのがマルクスの見解と解せられる。
- (18) Werke, 1, SS. 230—231.
- (19) Werke, 1, SS. 231—232.
- (20) Werke, 1, S. 231.
- (21) Werke, 1, S. 232. 真実態とは、理念、終局的な目標とつう意味である (П. H. Федуцев, Карт Маркс Биография.

c. 37)°

- (22) Фeрoцeep, Tam же, c. 37.
- (23) Werke, 1, S. 232. マルクスは、財産制度等國家の全内容は、共和制の北アメリカと君主制のプロイセンとはことなつてゐる」ともいふ (Werke, 1, S. 232)°
- (24) Hegel Sämtliche Werke, (Lasson) Bd. VII, S. 93, 96. ヘーゲル「政治論文集」上、一三七、一四一頁。また、「法哲学」邦訳、五六三頁、注七参照。彼は近代的代議制度を主張し、命令的委任の制度を拒否する。
- (25) Grundlinien, § 309.
- (26) Ibid., § 311.
- (27) Werke, 1, S. 279.
- (28) Ibid., S. 324. 「市民社會が集團的に、おそらくは全体的に、立法權のなかに入りこむということ、現実的な市民社會が立法權の虚構の市民社會にとってかわろうとすることは、自己に政治的存在をあたえようとするところの、または政治的存在をその現実的な存在にしようとするところの、市民社會の努力にはかならない。」(ibid., S. 324) そして、ヘーゲルといえども、原則的には、すべての個人が國家の普遍的事項の協議・決定に参加すべきことを認める (ibid., § 308)°
- (29) Ibid., SS. 324—325.
- (30) Ibid., S. 207.
- (31) Ibid., S. 284.
- (32) Ibid., S. 324.
- (33) Ibid., SS. 326—327, Vgl. S. 232, 294.
- (34) Ibid., S. 325 ; Vgl. Galvano della Volpe, Rousseau und Marx, S. 68. 邦訳、六三頁。ここに、立法權と執行權との統一の思想の萌芽がある。
- (35) Ibid., S. 370.
- (36) Ibid., SS. 390—391. さらに、マルクスは「経手稿」、「神聖家族」のなかで、プロレタリアートは私有財産を廃棄せずしては自己と社會の解放をかちとることはできない、と論証した。

- (37) Ibid., 5, S. 14. なお、マルクスは人民主権を革命の成果とみる。この点については、レーニン「民主主義革命における社会民主党の二つの戦術」参照。
- (38) Ibid., 5, S. 40.
- (39) Ibid., S. 39. すなわち、諸権力は人民主権の原則にもとづいて構成され、それは人民主権を侵害から守るべきものであった。
- (40) Ibid., S. 194.
- (41) Ibid., S. 195.
- (42) Ibid., S. 402.
- (43) Ленин, Сочинения, том. 9, с. 112 ; Полное Собрание Сочинений, том. 11, с. 124.

——一九七七・四・一九——